

東京高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 贈与税決定処分等取消請求控訴事件
国側当事者・厚木税務署長
平成20年3月27日原判決取消・認容・上告

判 示 事 項

- (1) 相続税法22条(評価の原則)にいう時価の意義及び財産評価基本通達に基づく課税処分が違法とされる場合
- (2) 本件の医療法人の社員は、退社した場合に当該法人の運用財産についてその出資額に応じて払戻しを請求することができると共に、当該法人が解散した場合に残余財産中の運用財産についてその出資額に応じて分配を受けることができることとしているのであるから、納税者らが当該法人の増資に伴い出資した当時の当該法人の出資1口当たりの客観的な交換価値を算定するに当たっては、当該法人の運用財産の評価額から負債合計額を控除した額を基準とするのが相当であり、基本財産と運用財産とを区分しない純資産価額を基準とするのは相当とはいい難く、また、当該法人の出資持分を評価する上で参考とすることができる医療法人その他の法人の適切な実例は見だし難いことに加えて、医療法54条が医療法人は剰余金の配当をしてはならないと規定していることにかんがみると、取引相場のない株式を評価するについて採られている類似業種比準方式が算定要素とするもののうち配当金額及び年利益金額を考慮する合理性は見だし難く、基本財産と運用財産とを区分しない同業者を標本として類似業種比準方式によりその交換価値を算定することもその前提を欠くものと言うべきであって、結局、運用財産の評価額から負債合計額を控除した額及び実際の出資金額等を考慮して算定すべきであるとされた事例

判 決 要 旨

- (1) 相続税法22条にいう時価とは、課税時期において正常な条件の下に成立する当該財産の取引価格、すなわち、客観的な交換価値をいうものと解するのが相当である。相続税法の規定の適用上必要となる財産の評価に関し、全国一律の統一的な評価基準による評価を図るため、財産の評価の基本原則、基準及び方法を定める財産評価基本通達が定められているが、同条にいう時価の意義は上記のとおりに解すべきであるから、財産評価基本通達の定める評価の基準によって財産の評価がされ、これに基づいて課税処分がされた場合であっても、上記の評価がされるについて採られた前提が客観的な事実と異なるなどの理由により、上記の評価による価格が客観的な交換価値を上回るときには、当該課税処分は違法となると解するのが相当である(最高裁平成●●年(〇〇)第●●号同15年6月26日第一小法廷判決民集57巻6号723頁参照)。
- (2) 省略
(第一審・横浜地方裁判所平成●●年(〇〇)第●●号、平成18年2月22日判決、本資料256号-61・順号10321)

判	決
控訴人(原告)	甲
控訴人(原告)	乙
控訴人(原告)	丙

控訴人（原告） 丁
上記4名訴訟代理人弁護士 菅野谷 純正
同 井上 經敏
被控訴人（被告） 厚木税務署長
小玉 健三
同指定代理人 中島 千絵美
同 板垣 浩
同 龍崎 博之
同 白井 文緒
同 嶋村 正弘

主 文

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人が各控訴人に対しいずれも平成13年6月1日付けでした各平成10年分贈与税決定処分及び無申告加算税賦課決定処分（控訴人甲に対する厚資特第●●号、控訴人乙に対する同第●●号、控訴人丙に対する同第●●号及び控訴人丁に対する同第●●号）をいずれも取り消す。
- 3 訴訟費用は、第1審及び第2審を通じて被控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

主文第1、2項と同旨

第2 事案の概要

- 1 本件は、控訴人らが、医療法人A（以下「本件法人」という。）の増資に伴い出資したところ、被控訴人が、財産評価基本通達中医療法人の出資の評価に関する規定を適用して本件出資当時の本件法人の出資1口当たりの評価額を算定した上、控訴人らが上記のとおり出資して本件法人の出資口数を取得したことが相続税法（平成19年法律第6号による改正前のもの）第9条所定の「著しく低い価額の対価で利益を受けた場合」に該当するとして、同条に基づき、各控訴人に対しそれぞれ平成10年分贈与税決定処分及び無申告加算税賦課決定処分をしたため、控訴人らが、被控訴人に対し、その取消しを請求する事案である。

2 法令の定め

次に掲げる法令の本件に適用される規定及び関係する規定のうち、(2)に掲げる相続税法の規定は、現行の規定と同一であり、改正前の規定ではないが、参照の便宜のためにここに掲げる。なお、漢数字は算用数字に、読点はカンマにそれぞれ改め、促音はいずれも現在の表記によった。

- (1) 相続税法（平成19年法律第6号による改正前のもの）

第1章 総則

（贈与又は遺贈により取得したものとみなす場合）

第9条

第4条から前条までに規定する場合を除くほか、対価を支払わないで、又は著しく低い価額の対価で利益を受けた場合においては、当該利益を受けた時において、当該利益を受けた者が、当該利益を受けた時における当該利益の価額に相当する金額（対価の支払があった場合には、その価額を控除した金額）を当該利益を受けさせた者から贈与（当該行為が遺言によりなされた場合には、遺贈）により取得したものとみなす。ただし、当該行為が、当該利益を受ける者が資力を喪失して債務を弁済することが困難である場合において、その者の扶養義務者から当該債務の弁済に充てるためになされたものであるときは、その贈与又は遺贈により取得したものとみなされた金額のうちその債務を弁済することが困難である部分の金額については、この限りでない。

(2) 相続税法

第1章 総則

(贈与税の納税義務者)

第1条の4

次の各号のいずれかに掲げる者は、この法律により、贈与税を納める義務がある。

第1号 贈与により財産を取得した個人で当該財産を取得した時においてこの法律の施行地に住所を有するもの

(贈与税の課税財産の範囲)

第2条の2

第1項 第1条の4第1号又は第2号の規定に該当する者については、その者が贈与により取得した財産の全部に対し、贈与税を課する。

第2章 課税価格、税率及び控除

第2節 贈与税

(贈与税の課税)

第21条

贈与税は、この節及び次節に定めるところにより、贈与により財産を取得した者に係る贈与税額として計算した金額により、課する。

(贈与税の課税価格)

第21条の2

第1項 贈与により財産を取得した者がその年中における贈与による財産の取得について第1条の4第1号又は第2号の規定に該当する者である場合においては、その者については、その年中において贈与により取得した財産の価額の合計額をもって、贈与税の課税価格とする。

第3章 財産の評価

(評価の原則)

第22条

この章で特別の定めのあるものを除くほか、相続、遺贈又は贈与により取得した財産の価額は、当該財産の取得の時における時価により、当該財産の価額から控除すべき債務の金額は、その時の現況による。

(3) 医療法（平成18年法律第84号による改正前のもの）

第6章 医療法人

第1節 通則

第39条

第1項 病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所又は介護老人保健施設を開設しようとする社団又は財団は、この法律の規定により、これを法人とすることができる。

第2項 前項の規定による法人は、医療法人と称する。

第41条

第1項 医療法人は、その業務を行うに必要な資産を有しなければならない。

第2項 前項の資産に関し必要な事項は、医療法人の開設する医療機関の規模等に応じ、厚生労働省令で定める。

第2節 設立

第44条

第1項 医療法人は、都道府県知事の認可を受けなければ、これを設立することができない。

第2項 医療法人を設立しようとする者は、定款又は寄附行為をもって、少なくとも次に掲げる事項を定めなければならない。

第1号～第4号 （省略）

第5号 資産及び会計に関する規定

第6号 役員に関する規定

第7号 社団たる医療法人にあつては、社員たる資格の得喪に関する規定

第8号 解散に関する規定

第9号 定款又は寄附行為の変更に関する規定

第10号 （省略）

第3項 （省略）

第4項 この章に定めるものの外、医療法人の設立認可の申請に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第3節 管理

第50条

第1項 定款又は寄附行為の変更（厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第2項 都道府県知事は、前項の規定による認可の申請があつた場合には、第45条に規定する事項及び定款又は寄附行為の変更の手續が法令又は定款若しくは寄附行為に違反していないかどうかを審査した上で、その認可を決定しなければならない。

第3項 （省略）

第54条

医療法人は、剰余金の配当をしてはならない。

第5節 解散及び合併

第55条

第1項 社団たる医療法人は、次の事由によつて解散する。

第1号 定款をもつて定めた解散事由の発生

第2号 目的たる業務の成功の不能

第3号 総会の決議

第4号 他の医療法人との合併

第5号 社員の欠亡

第6号 破産手続開始の決定

第7号 設立認可の取消し

第2項以下 (省略)

第56条

第1項 解散した医療法人の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除くほか、定款又は寄附行為の定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

第2項 社団たる医療法人の財産で、前項の規定により処分されないものは、清算人が総社員の同意を経、且つ、都道府県知事の認可を受けて、これを処分する。

第3項 (省略)

第4項 前2項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

第6節 監督

第68条

第1項 民法(明治29年法律第89号)第40条から第44条まで、第50条、第51条第1項(法人の設立のときに関する部分に限る。)及び第2項、第52条第2項、第55条から第57条まで、第59条から第66条まで、第69条、第70条、第73条から第76条まで、第77条第2項(届出に関する部分に限る。)、第78条から第83条まで、会社法(平成17年法律第86号)第662条、第664条、第868条第1項、第871条、第874条(第1号に係る部分に限る。)、第875条及び第876条並びに非訟事件手続法(明治31年法律第14号)第35条第2項及び第36条から第40条までの規定は、医療法人について準用する。この場合において、民法第40条、第56条及び第57条中「裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により」とあるのは「都道府県知事は、利害関係人の請求により又は職権で」と、同法第42条第1項中「法人の設立の許可があつた時」とあるのは「医療法人の成立の時」と、同法第59条第3号、第77条第2項及び第83条中「主務官庁」とあるのは「都道府県知事」と、同法第60条及び第61条中「理事」とあるのは「理事長」と、同法第74条中「破産手続開始の決定による解散の場合」とあるのは「合併及び破産手続開始の決定による解散の場合」と読み替えるものとする。

第2項以下 (省略)

3 基礎となる事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、次のとおり付加訂正し、4

のとおり被控訴人の当審における主張を加えるほかは、原判決「事実及び理由」欄中の第3から第5まで（原判決3頁5行目から21頁5行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決4頁7行目から10行目までを次のとおり改める。

「本件法人は、平成9年5月24日、定時社員総会において次のとおり定款の変更を議決し、同年8月6日付けで神奈川県知事に対し定款の変更について認可を申請し、同月13日、神奈川県知事から医療法（平成18年法律第84号による改正前のもの）第50条第1、2項に基づき、上記の定款の変更について認可を受けた（以下、上記のと通りの定款の変更を「本件定款変更」といい、上記のとおり変更された後の定款を「新定款」という。）。」

(2) 原判決4頁26行目から5頁20行目までを次のとおり改める。

「(2) 新定款（抜粋）

第12条 退社した社員は、退社時の本社の運用財産をその出資額に応じて払戻しを請求することができる。

但し、除名による退社の場合は本文の半額とする。

第4章 資産及び会計

第13条 本社の資産は次の各号に掲げるものからなる。

第1号 別紙財産目録記載の財産

第2号 出資又は寄付金品

第3号 事業に伴う諸収入

第4号 資産から生ずる果実

第5号 その他

第14条 本社の資産を基本財産と運用財産とに分ち、次に掲げるものを基本財産とし、その他のものを運用財産とする。

第1号 前条第1号に掲げる財産目録に記載の基本財産

第2号 基本財産から生ずる果実

第3号 基本財産に編入すべきものとして指定された寄付金品

第4号 将来基本財産として繰入れられる金品

第15条 基本財産はこれを処分してはならない。

但し、止むを得ない事由のあるときは社員総会の同意を得県知事の許可を受けて処分することができる。

第16条 本社の事業に必要な経費は運用財産をもって支弁する。

第17条 本社の資産は、理事長が管理しその方法は総会の議決を経て定める。

資産のうち現金は郵便官署又は銀行若しくは信託会社に信託保管する。

第18条 第12条に規定する払戻しの請求があつた場合は1年以内に支弁する。

第25条 本社の毎会計年度末に剰余金を生じたときは、その一部又は全部を基本財産に編入し、若しくは積立金とするものとし、配当してはならない。

第6章 解散

第45条 本社は医療法第55条第1項各号の1に該当するに至った時によって解散する。

但し、医療法第55条第1項第2号に規定する解散の場合は、県知事の認可を受けなければならない。

第46条 医療法第55条第1項第4号及び第6号を除き前項の規定により解散した場合における残余財産のうち基本財産は国若しくは地方公共団体に帰属し、社員総会の議決により、県知事の認可を得て帰属先を定める。

また、残余財産のなかに運用財産がある場合は、運用財産を同様の手続きをへて出資額に応じて社員に分配する。

第49条 第12条、第25条、第46条の規定の変更はできないものとする。

但し、医療法等関連法規の改正、医療制度等の変更があり、これらの条項が違反乃至矛盾することとなる場合はこの限りではない。」

(3) 原判決7頁16行目の次に行を改めて次のとおり加える。

「11 財産評価基本通達（昭和39年4月25日直資56、直審（資）17）の規定中本件に関係する部分は、次に抜粋するほか、別紙のとおりである。

第1章 総則

（評価の原則）

1 財産の評価については、次による。（平3課評2-4改正）

（1）評価単位

財産の評価は、第2章以下に定める評価単位ごとに評価する。

（2）時価の意義

財産の価額は、時価によるものとし、時価とは、課税時期（相続、遺贈若しくは贈与により財産を取得した日若しくは相続税法の規定により相続、遺贈若しくは贈与により取得したものとみなされた財産のその取得の日（中略）をいう。以下同じ。）において、それぞれの財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいい、その価額は、この通達の定めによって評価した価額による。

（3）財産の評価

財産の評価に当たっては、その財産の価額に影響を及ぼすべきすべての事情を考慮する。

（取引相場のない株式の評価上の区分）

178の本文（別紙のとおり）

（取引相場のない株式の評価の原則）

179（別紙のとおり）

（類似業種比準価額）

180（別紙のとおり）

（類似業種）

181の本文（別紙のとおり）

（類似業種の株価）

182（別紙のとおり）

（評価会社の1株当たりの配当金額等の計算）

183（別紙のとおり）

(類似業種の1株当たりの配当金額等の計算)
183-2 (別紙のとおり)
(類似業種比準価額の修正)
184の(2) (別紙のとおり)
(純資産価額)
185の本文 (別紙のとおり)
(純資産価額計算上の負債)
186 (別紙のとおり)
(評価差額に対する法人税額等に相当する金額)
186-2 (別紙のとおり)
(評価会社が有する株式等の純資産価額の計算)
186-3 (別紙のとおり)
(新株引受権等の発生している株式の価額の修正)
187の(2) (別紙のとおり)
(特定の評価会社の株式)
189 (別紙のとおり)
(比準要素数1の会社の株式の評価)
189の2 (別紙のとおり)
(株式保有特定会社の株式の評価)
189の3 (別紙のとおり)
(土地保有特定会社の株式又は開業後3年未満の会社等の株式の評価)
189の4 (別紙のとおり)
(開業前又は休業中の会社の株式の評価)
189の5 (別紙のとおり)
(清算中の会社の株式の評価)
189の6 (別紙のとおり)
(新株引受権の評価)
190 (別紙のとおり)
(株式の引受けによる権利の評価)
191 (別紙のとおり)
(新株無償交付期待権の評価)
192 (別紙のとおり)
(配当期待権の評価)
193 (別紙のとおり)
(合名会社等の出資の評価)
194 (別紙のとおり)
(医療法人の出資の評価)
194-2 (別紙のとおり)」

4 被控訴人の当審における主張

(1) 医療法人における基本財産と運用財産の区分に客観的、合理的な基準はない。

(2) 医療法人は、理事会及び社員総会の議決で上記の区分を変更することが可能である。いったん基本財産として区分された資産であっても、医療法人の判断で将来運用財産に変更される可能性が十分に考えられるのであり、運用財産に変更した上で換価処分することが可能である。平成19年4月1日より前に設立した医療法人は、解散時の基本財産の帰属先を変更することが可能であり、課税時期において、基本財産が国又は地方公共団体に帰属することが確定したものであるとはいえない。したがって、医療法人の出資の価額の算定上、基本財産として管理されている財産が存在することは、客観的交換価値を測定する上で考慮すべき要素には当たらず、本件法人の出資の時価は、本件法人の基本財産を含む全財産を対象として算定すべきである。

なお、運用財産のみに基づいて純資産価額方式により出資の価額を評価することとすれば、意図的な租税回避を容認する結果になりかねない。

(3) 以上のとおり、運用財産のみに基づいて純資産価額方式により評価した本件法人の出資の価額は相続税法第22条の時価とは認められない。

第3 当裁判所の判断

【判示(1)】 1 相続税法第22条という時価の意義

相続税法第22条は、相続、遺贈又は贈与により取得した財産の価額は、当該財産の取得の時における時価によると規定する。同条にいう時価とは、課税時期において正常な条件の下に成立する当該財産の取引価格、すなわち、客観的な交換価値をいうものと解するのが相当である。相続税法の規定の適用上必要となる財産の評価に関し、全国一律の統一的な評価基準による評価を図るため、財産の評価の基本原則、基準及び方法を定める財産評価基本通達が定められているが、同条にいう時価の意義は上記のとおりに解すべきであるから、財産評価基本通達の定める評価の基準によって財産の評価がされ、これに基づいて課税処分がされた場合であっても、上記の評価がされるについて採られた前提が客観的な事実と異なるなどの理由により、上記の評価による価格が客観的な交換価値を上回る際には、当該課税処分は違法となると解するのが相当である（最高裁判平成●●年(〇〇)第●●号同15年6月26日第一小法廷判決民集57巻6号723頁参照)。

2 社団たる医療法人で出資持分の定めのあるものについて出資をした社員の有する権利の評価

(1) 相続税法の規定の適用上、相続、遺贈又は贈与により取得した財産が、社団たる医療法人で出資持分の定めのあるものについて出資をした社員の有する権利である場合には、当該権利の法的性質及び内容に即してその評価をすることが必要である。医療法(平成18年法律第84号による改正前のもの)第44条第2項は、医療法人を設立しようとする者は、定款又は寄附行為をもって、少なくとも、資産及び会計に関する規定(第5号)、社団たる医療法人にあっては、社員たる資格の得喪に関する規定(第7号)、解散に関する規定(第8号)等の同項の掲げる事項を定めなければならないと規定する。また、同法第56条第1項は、解散した医療法人の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除くほか、定款又は寄附行為の定めるところにより、その帰属すべき者に帰属すると規定し、同条第2項は、社団たる医療法人の財産で、前項の規定により処分されないものは、清算人が総社員の同意を経、

且つ、都道府県知事の認可を受けて、これを処分することと規定し、同条第4項は、同条第2項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属すると規定する。医療法その他の法令には、社団たる医療法人で出資持分の定めのあるものについて出資をした社員の有する権利について上記各規定のほか、上記の権利に関して直接その内容等を定める特則は存在せず、上記の権利の内容は定款の定めるところによるものと解するのが相当であり、定款に定めのない事項については性質に反しない限り民法の組合に関する規定が準用されると解するのが相当である。そこで、この見地から本件法人の出資をした社員の有する権利の法的性質及び内容を検討すると、前記引用に係る原判決の認定事実（前記訂正部分を含む。）によれば、本件法人の社員たる地位については専ら定款によって定められているところ、本件法人の新定款は、本件法人の所有資産等を基本財産と運用財産とに明確に区分し、これらについて内訳書を作成するなどして、財産目録その他の計算書類、会計帳簿上明確に区分して管理することとし、本件法人の事業に必要な経費は運用財産をもって支弁することとし、基本財産は原則として処分してはならないこととした上で、「退社した社員は、退社時の本社の運用財産をその出資額に応じて払戻しを請求することができる」と規定する（第12条）と共に、本件法人が解散した場合においては、残余財産のうち基本財産は国若しくは地方公共団体に帰属し、社員総会の議決により県知事の認可を得て帰属先を定めることとする一方で、「残余財産の中に運用財産がある場合は、運用財産を同様の手続きをへて出資額に応じて社員に分配する」と規定している（第46条）ことが認められる。本件法人の新定款の上記の定めによれば、本件法人の社員は、退社した場合に本件法人の運用財産についてその出資額に応じて払戻しを請求することができると共に、本件法人が解散した場合に残余財産中の運用財産についてその出資額に応じて分配を受けることができるのであって、本件法人の社員たる地位は財産に当たり、その評価は、医療法第54条が医療法人は剰余金の配当をしてはならないと規定していることを踏まえつつ、社員が有する上記の権利の内容に即して行うべきである。

- (2) そこで、上記の見地から検討するに、前記引用に係る原判決の認定事実（前記訂正部分を含む。）に証拠（甲74の1～74の10、84、89の1、2、90～92、99）を併せて考えれば、本件法人は、平成10年3月31日当時従業員数が255名であり、B病院及びCを設置し、運営していたのであって、後記の資産額及び負債額を併せ考慮すると、個人の診療所とは同視し難い大きな規模を有するものであったのであり、医療法人ではあってもその実質が個人の診療所と異なるものであるとは到底いい難い実態を有していたこと、本件法人は、平成9年8月13日に認可を受けた本件定款変更以後、その所有資産等を基本財産と運用財産とに明確に区分し、これらについて内訳書を作成するなどして、財産目録その他の計算書類、会計帳簿上明確に区分して管理し、本件法人の事業に必要な経費は運用財産をもって支弁することとし、基本財産は原則として処分してはならないこととしていること、平成10年6月の本件出資当時、本件法人は、その所有資産等を基本財産と運用財産とに明確に区分し、財産目録その他の計算書類、会計帳簿上明確に区分して管理していたところ、運用財産の評価額は合計20億8461万7731円であり、負債合計額は38億1020万0269円であって、負債合計額が運用財産の評価額合計を17億2558

【判示(2)】

万2538円上回っていたこと、なお、基本財産の評価額は合計24億7875万3283円であったが、前記のとおり、本件法人の新定款は、本件法人の所有資産等を基本財産と運用財産とに明確に区分し、これらについて内訳書を作成するなどして、財産目録その他の計算書類、会計帳簿上明確に区分して管理することとし、本件法人の事業に以要な経費は運用財産をもって支弁することとし、基本財産は原則として処分してはならないこととした上で、本件法人の社員は、退社した場合に本件法人の運用財産についてその出資額に応じて払戻しを請求することができると共に、本件法人が解散した場合に残余財産中の運用財産についてその出資額に応じて分配を受けることができることとしているのであるから、本件出資当時の本件法人の出資1口当たりの客観的な交換価値を算定するために本件法人の所有資産の価値を考慮するに当たっては、運用財産の評価額から負債合計額を控除した額を基準とするのが相当であり、基本財産と運用財産とを区分しない純資産価額を基準とするのは相当とはいえないこと、本件法人と同様に、その所有資産等を基本財産と運用財産とに明確に区分し、財産目録その他の計算書類、会計帳簿上明確に区分して管理している社団法人たる医療法人で出資持分の定めのあるもの等、本件法人の出資持分を評価する上で参考とすることができる医療法人その他の法人の適切な実例は、本件全証拠によっても見だし難いこと、以上の事実を認めることができるのであり、上記認定事実に加え、医療法第54条が医療法人は剰余金の配当をしてはならないことを規定していることにかんがみると、本件出資当時の本件法人の出資1口当たりの客観的な交換価値を算定するに当たっては、取引相場のない株式の評価をするについて採られている類似業種比準方式が算定要素とするものうち配当金額及び年利益金額を考慮する合理性は見だし難く、基本財産と運用財産とを区分しない同業者を標本として類似業種比準方式によりその交換価値を算定することもその前提を欠くものというべきであり、基本財産と運用財産とを区分せずに純資産価額方式によってその交換価値を算定することもその前提を欠くものというべきであって、運用財産の評価額から負債合計額を控除した額、実際の出資金額等を考慮して本件出資当時の本件法人の出資1口当たりの評価額を算定すべきである。この見地から検討すると、上記認定事実によれば、本件出資当時の本件法人の出資1口当たりの評価額は出資金額である5万円を上回るものではないといえることができるから、被控訴人が本件出資当時の本件法人の出資1口当たりの評価額を原判決別表2のとおり685万6700円と算定したことは、客観的な交換価値を上回る過大な評価であるといわざるを得ない。

3 本件各処分の違法

以上によれば、被控訴人が上記の評価に基づいてした本件各処分は、相続税法（平成19年法律第6号による改正前のもの）第9条所定の要件を満たさないのにされたものであり、違法であるといえるべきである。

4 被控訴人の当審における主張に対する判断

被控訴人は、前記のとおり、医療法人における基本財産と運用財産の区分に客観的、合理的な基準はないこと、いったん基本財産として区分された資産であっても、医療法人の判断で将来運用財産に変更される可能性が十分に考えられるのであり、運用財産に変更した上で換価処分することが可能であること、医療法人の出資の価額の算定上、基

本財産として管理されている財産が存在することは、客観的交換価値を測定する上で考慮すべき要素には当たらず、本件法人の出資の時価は、本件法人の基本財産を含む全財産を対象として算定すべきであることなどを主張し、運用財産のみに基づいて純資産価額方式により評価した本件法人の出資の価額は相続税法第22条の時価とは認められないと主張する。

しかしながら、前記引用に係る原判決の認定事実（前記訂正部分を含む。）によれば、本件法人の社員たる地位については専ら定款によって定められているところ、本件法人の新定款の前記の定めによれば、本件法人の社員は、退社した場合に本件法人の運用財産についてその出資額に応じて払戻しを請求することができると共に、本件法人が解散した場合に残余財産中の運用財産についてその出資額に応じて分配を受けることができるのであって、医療法第54条が医療法人は剰余金の配当をしてはならないと規定していることを踏まえつつ評価すると、本件出資当時の本件法人の出資1口当たりの評価額は出資金額である5万円を上回るものではなく、被控訴人が本件出資当時の本件法人の出資1口当たりの評価額を原判決別表2のとおり685万6700円と算定したことが客観的な交換価値を上回る過大な評価であるといわざるを得ないことは、前記のとおりである。仮に社団たる医療法人で出資持分の定めのあるものが、脱税目的で定款を変更して基本財産と運用財産とを区分した場合には、脱税として摘発して重加算税を賦課するなどの適切な措置を執るべきである。また、仮に社団たる医療法人で出資持分の定めのあるものが定款を変更して基本財産と運用財産とを区分することとしたことが租税回避に当たるとしても、相続税法第64条第1項に該当する場合は別として、課税庁が、根拠となる否認規定が存在しないのに、財産評価基本通達による評価を一律に適用することにより同様の結果を達成することは許されないものというべきである。当裁判所は、被控訴人に対し、本件医療法人の基本財産と運用財産の区別について、控訴人らが提出した書証を弾劾するために必要な人証を取り調べることを求めるのであれば、採用して取り調べる旨を告知し、その意向を確認したが、被控訴人は、これを求めない旨を明らかにし、本件法人の新定款が更に変更される抽象的な可能性が存在することを根拠に、本件各処分が適法であると主張するにとどまるのであって、原審以来の被控訴人の主張立証の経過から見ても、本件法人の新定款の定め適用に関して個別具体的に問題視すべき事情は見だし難いものというべきである。

したがって、被控訴人の上記主張はいずれも採用することができない。

5 そうすると、控訴人らの請求はいずれも理由があるからこれらを認容すべきである。

第4 結論

よって、本件各控訴はいずれも理由があり、控訴人らの請求をいずれも棄却した原判決は不当であるからこれを取り消し、控訴人らの請求をいずれも認容することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第21民事部

裁判長裁判官 瀨野 惺

裁判官 高世 三郎

裁判官 西口 元

(別紙)

財産評価基本通達（抜すい）
（昭39直資56 最終改正 平10課評2-10）

第8章 その他の財産

第1節 株式及び出資

(取引相場のない株式の評価上の区分)

178 取引相場のない株式の価額は、評価しようとするその株式の発行会社（以下「評価会社」という。）が次の表の大会社、中会社又は小会社のいずれに該当するかに応じて、それぞれ次項の定めによって評価する。ただし、同族株主以外の株主等が取得した株式又は特定の評価会社の株式の価額は、それぞれ188（同族株主以外の株主等が取得した株式）又は189（特定の評価会社の株式）の定めによって評価する。

規模区分	区分の内容		総資産価額（帳簿価額によって計算した金額）及び従業員数	直前期末以前1年間における取引金額
大会社	従業員数が100人以上の会社又は右のいずれか1に該当する会社	卸売業	20億円以上（従業員数が50人以下の会社を除く。）	80億円以上
		小売・サービス業	10億円以上（従業員数が50人以下の会社を除く。）	20億円以上
		卸売業、小売・サービス業以外	10億円以上（従業員数が50人以下の会社を除く。）	20億円以上
中会社	従業員数が100人未満の会社で右のいずれか1に該当する会社（大会社に該当する場合を除く。）	卸売業	8,000万円以上（従業員数が10人以下の会社を除く。）	2億円以上80億円未満
		小売・サービス業	5,000万円以上（従業員数が10人以下の会社を除く。）	6,000万円以上20億円未満
		卸売業、小売・サービス業以外	5,000万円以上（従業員数が10人以下の会社を除く。）	8,000万円以上20億円未満
小会社	従業員数が100人未満の会社で右のいずれにも該当する会社	卸売業	8,000万円未満又は従業員数が10人以下	2億円未満
		小売・サービス業	5,000万円未満又は従業員数が10人以下	6,000万円未満
		卸売業、小売・サービス業以外	5,000万円未満又は従業員数が10人以下	8,000万円未満

上の表の「総資産価額（帳簿価額によって計算した金額）及び従業員数」及び「直前期末以前1年間における取引金額」は、それぞれ次による。

- 「総資産価額（帳簿価額によって計算した金額）」は、課税時期の直前に終了した事業年度の末日（以下「直前期末」という。）における評価会社の各資産の帳簿価額の合計額とし、評価会社が固定資産の償却額の計算を間接法によって行っているときは、その合計額から減価償却累計額を控除した金額とする。
- 「従業員数」は、直前期末以前1年間においてその期間継続して評価会社に勤務していた従業員（就業規則等で定められた1週間当たりの労働時間が30時間未満である従業員を除く。以下この項において「継続勤務従業員」という。）の数に、直前期末以前1年間において評価会社に勤務していた従業員（継続勤務従業員を除く。）のその1年間における労働時間の合計時間数を従業員1人当たり年間平均労働時間数で除して求めた数を加算した数とする。
この場合における従業員1人当たり年間平均労働時間数は、1,800時間とする。
- 「直前期末以前1年間における取引金額」は、その期間における評価会社の目的とする事業に係る収入金額（金融業・証券業については収入利息及び収入手数料）とする。

(注) 上記(2)の従業員には、社長、理事長並びに法人税法施行令第71条((使用人兼務役員とされない役員))第1項第1号及び第3号に掲げる役員は含まないのであるから留意する。

(取引相場のない株式の評価の原則)

179 前項により区分された大会社、中会社及び小会社の株式の価額は、それぞれ次による。

- (1) 大会社の株式の価額は、類似業種比準価額によって評価する。ただし、納税義務者の選択により、1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)によって評価することができる。
- (2) 中会社の株式の価額は、次の算式により計算した金額によって評価する。ただし、納税義務者の選択により、算式中の類似業種比準価額を1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)によって計算することができる。

1株当たりの純資産価額

類似業種比準価額 × L + (相続税評価額によって計算した金額) × (1 - L)

上の算式中の「L」は、評価会社の前項に定める総資産価額(帳簿価額によって計算した金額)及び従業員数又は直前期末以前1年間における取引金額に応じて、それぞれ次に定める割合のうちいずれか大きい方の割合とする。

イ 総資産価額(帳簿価額によって計算した金額)及び従業員数に応ずる割合

卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外	割合
14億円以上(従業員数が50人以下の会社を除く。)	7億円以上(従業員数が50人以下の会社を除く。)	7億円以上(従業員数が50人以下の会社を除く。)	0.90
7億円以上(従業員数が30人以下の会社を除く。)	4億円以上(従業員数が30人以下の会社を除く。)	4億円以上(従業員数が30人以下の会社を除く。)	0.75
8,000万円以上(従業員数が10人以下の会社を除く。)	5,000万円以上(従業員数が10人以下の会社を除く。)	5,000万円以上(従業員数が10人以下の会社を除く。)	0.60

(注) 複数の区分に該当する場合には、上位の区分に該当するものとする。

ロ 直前期末以前1年間における取引金額に応ずる割合

卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外	割合
50億円以上80億円未満	12億円以上20億円未満	14億円以上20億円未満	0.90
25億円以上50億円未満	6億円以上12億円未満	7億円以上14億円未満	0.75
2億円以上25億円未満	6,000万円以上6億円未満	8,000万円以上7億円未満	0.60

- (3) 小会社の株式の価額は、1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)によって評価する。ただし、納税義務者の選択により、Lを0.50として(2)の定めにより評価することができる。

(類似業種比準価額)

180 前項の類似業種比準価額は、類似業種の株価並びに1株当たりの配当金額、年利益金額及び純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）を基とし、次の算式によって計算した金額とする。この場合において、評価会社の直前期末における資本金額を直前期末における発行済株式数で除した金額（以下「1株当たりの資本金の額」という。）が50円以外の金額であるときは、その計算した金額に、1株当たりの資本金の額の50円に対する倍数を乗じて計算した金額とする。

$$A \times \left(\frac{\text{B} + \text{C} + \text{D}}{3} \right) \times 0.7$$

上の算式中の「A」、「B」、「C」、「D」、「B」、「C」及び「D」は、それぞれ次による。

「A」＝類似業種の株価

「B」＝評価会社の直前期末における1株当たりの配当金額

「C」＝評価会社の直前期末以前1年間における1株当たりの利益金額

「D」＝評価会社の直前期末における1株当たりの純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）

「B」＝課税時期の属する年の類似業種の1株当たりの配当金額

「C」＝課税時期の属する年の類似業種の1株当たりの年利益金額

「D」＝課税時期の属する年の類似業種の1株当たりの純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）

(注) 類似業種比準価額の計算に当たっては、B、C及びDの金額が183（評価会社の1株当たりの配当金額等の計算）により1株当たりの資本金の額を50円とした場合の金額として計算することとされているので、評価会社の1株当たりの資本金の額が50円以外の金額であるときには、上記算式によって計算した価額を評価会社の株式の1株当たりの資本金の額に相当する価額に修正することになるのであるから留意する。

(類似業種)

181 前項の類似業種は、大分類、中分類及び小分類に区分して別に定める業種（以下「業種目」という。）のうち、評価会社の事業が該当する業種目とし、その業種目が小分類に区分されているものにあつては小分類による業種目、小分類に区分されていない中分類のものにあつては中分類の業種目による。ただし、納税義務者の選択により、類似業種が小分類による業種目にあつてはその業種目の属する中分類の業種目、類似業種が中分類による業種目にあつてはその業種目の属する大分類の業種目を、それぞれ類似業種とすることができる。

(類似業種の株価)

182 180（（類似業種比準価額））の類似業種の株価に、課税時期の属する月以前3か月間の各月の類似業種の株価のうち最も低いものとする。ただし、納税義務者の選択により、類似業種の前年平均株価によることができる。

この場合の各月の株価及び前年平均株価は、業種目ごとにそれぞれの業種目に該当する上場会社（以下「標本会社」という。）の株式の毎日の最終価格の各月ごとの平均額（1株当たりの資本金の額を50円として計算した金額）を基に計算した金額によることとし、その金額は別に定める。

(評価会社の1株当たりの配当金額等の計算)

183 180（（類似業種比準価額））の評価会社の「1株当たりの配当金額」、「1株当たりの利益金

額」及び「1株当たりの純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）」は、それぞれ次による

- (1) 「1株当たりの配当金額」は、直前期末以前2年間におけるその会社の利益の配当金額（特別配当、記念配当等の名称による配当金額のうち、将来每期継続することが予想できない金額を除く。）の合計額の2分の1に相当する金額を、直前期末における発行済株式数（1株当たりの資本金の額が50円以外の金額である場合には、直前期末における資本金額を50円で除して計算した数によるものとする。以下(2)及び(3)において同じ。）で除して計算した金額とする。
- (2) 「1株当たりの利益金額」は、直前期末以前1年間における法人税の課税所得金額（固定資産売却益、保険差益等の非経常的な利益の金額を除く。）に、その所得の計算上益金に算入されなかった利益の配当等の金額（所得税額に相当する金額を除く。）及び損金に算入された繰越欠損金の控除額を加算した金額（その金額が欠損のときは、0とする。）を、直前期末における発行済株式数で除して計算した金額とする。ただし、その金額が、直前期末以前2年間の各事業年度について、それぞれ法人税の課税所得金額を基とし上記に準じて計算した金額の合計額（その合計額が欠損のときは、0とする。）の2分の1に相当する金額を直前期末における発行済株式数で除して計算した金額を超える場合において、納税義務者が、その金額を直前期末以前1年間における1株当たりの利益金額に相当する金額としたときは、その金額によることができる。
- (3) 「1株当たりの純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）」は、直前期末における資本金額、法人税法第2条（定義）第17号に規定する資本積立金額及び同条第18号に規定する利益積立金額に相当する金額（法人税申告書別表五（一）「利益積立金額の計算に関する明細書」の差引翌期首現在利益積立金額の差引合計額）の合計額を直前期末における発行済株式数で除して計算した金額とする。

(注) 利益積立金額に相当する金額が負数である場合には、その負数に相当する金額を資本金額及び資本積立金額の合計額から控除するものとし、その控除後の金額が負数となる場合には、その控除後の金額を0とするのであるから留意する。

（類似業種の1株当たりの配当金額等の計算）

- 183-2 180（（類似業種比準価額）の類似業種の「1株当たりの配当金額」、「1株当たりの年利益金額」及び「1株当たりの純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）」は、各標本会社について、前項の(1)、(2)及び(3)の定めに基づいて計算した1株当りの配当金額、1株当たりの年利益金額及び1株当たりの純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）を基に計算した金額によることとし、その金額は別に定める。

（類似業種比準価額の修正）

- 184 180（（類似業種比準価額）の定めにより類似業種比準価額を計算した場合において、評価会社の株式が次に該当するときは、同項の定めにより計算した価額をそれぞれ次の算式により修正した金額をもって類似業種比準価額とする。

- (1) 直前期末の翌日から課税時期までの間に配当金交付の効力が発生した場合
(180（（類似業種比準価額）の定めにより計算した価額 - 株式1株に対して受けた現金配当の金額) ÷ (1 + 株式1株に対して受けた株式配当の株式数)
- (2) 直前期末の翌日から課税時期までの間に新株式発行の効力が発生した場合
(180（（類似業種比準価額）の定めにより計算した価額 + 割当を受けた新株式1株につき払込

んだ金額×株式1株に対する新株式の割当数) ÷ (1 + 株式1株に対する新株式の割当数又は交付数)

(純資産価額)

185 179 ((取引相場のない株式の評価の原則))の「1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)」は、課税時期における各資産をこの通達に定めるところにより評価した価額(この場合、評価会社が課税時期前3年以内に取得又は新築した土地及び土地の上に存する権利(以下「土地等」という。)並びに家屋及びその附属設備又は構築物(以下「家屋等」という。)の価額は、課税時期における通常取引価額に相当する金額によって評価するものとし、当該土地等又は当該家屋等に係る帳簿価額が課税時期における通常取引価額に相当すると認められる場合には、当該帳簿価額に相当する金額によって評価することができるものとする。以下同じ。)の合計額から課税時期における各負債の金額の合計額及び186-2((評価差額に対する法人税額等に相当する金額))により計算した評価差額に対する法人税額等に相当する金額を控除した金額を課税時期における発行済株式数で除して計算した金額とする。ただし、179((取引相場のない株式の評価の原則))の(2)の算式及び(3)の1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)については、株式の取得者とその同族関係者(188((同族株主以外の株主等が取得した株式))の(1)に定める同族関係者をいう。)の有する株式の合計数が評価会社の発行済株式数の50%未満である場合においては、上記により計算した1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)に100分の80を乗じて計算した金額とする。

(注) 1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)の計算を行う場合の「発行済株式数」は、直前期末ではなく、課税時期における実際の発行済株式数であることに留意する。

(純資産価額計算上の負債)

186 前項の課税時期における1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)の計算を行う場合には、貸倒引当金、退職給与引当金(法人税法第55条((退職給与引当金))第2項に規定する退職給与引当金勘定の金額に相当する金額を除く。)、納税引当金その他の引当金及び準備金に相当する金額は負債に含まれないものとし、次に掲げる金額は負債に含まれるものとする。

- (1) 課税時期の属する事業年度に係る法人税額、消費税額、事業税額、道府県民税額及び市町村民税額のうち、その事業年度開始の日から課税時期までの期間に対応する金額
- (2) 課税時期以前に賦課期日のあった固定資産税の税額のうち、課税時期において未払いの金額
- (3) 課税時期の直前に終了した事業年度の利益処分として確定した配当金額(課税時期において配当金交付の効力が発生していない場合を除く。)及び役員賞与の金額のうち、課税時期において未払いのもの
- (4) 被相続人の死亡により、相続人その他の者に支給することが確定した退職手当金、功労金その他これらに準ずる給与の金額

(評価差額に対する法人税額等に相当する金額)

186-2 185((純資産価額))の「評価差額に対する法人税額等に相当する金額」は、次の(1)の金額から(2)の金額を控除した残額がある場合におけるその残額に47%(清算所得に対する法

人税、事業税、道府県民税及び市町村民税の税率の合計に相当する割合) を乗じて計算した金額とする。

- (1) 課税時期における各資産をこの通達に定めるところにより評価した価額の合計額 (以下この項において「課税時期における相続税評価額による総資産価額」という。) から課税時期における各負債の金額の合計額を控除した金額
- (2) 課税時期における相続税評価額による総資産価額の計算の基とした各資産の帳簿価額の合計額 (当該各資産のなかに、現物出資により著しく低い価額で受け入れた取引相場のない株式 (出資及び転換社債 (197-5 (転換社債の評価)) の(3)に定めるものをいう。) を含む。以下この項において「現物出資受入れ株式等」という。) がある場合には、当該各資産の帳簿価額の合計額に、現物出資のときにおいて当該現物出資受入れ株式等をこの通達に定めるところにより評価した価額から当該現物出資受入れ株式等の帳簿価額を控除した金額 (以下この項において「現物出資受入れ差額」という。) を加算した価額) から課税時期における各負債の金額の合計額を控除した金額

(注) 1 上記(2)の「現物出資受入れ差額」は、現物出資のときにおいて現物出資受入れ株式等をこの通達に定めるところにより評価した価額が課税時期において当該現物出資受入れ株式等をこの通達に定めるところにより評価した価額を上回る場合には、課税時期において当該現物出資受入れ株式等をこの通達に定めるところにより評価した価額から当該現物出資受入れ株式等の帳簿価額を控除した金額とする。

2 上記(2)の負債の金額の合計額は各負債の帳簿価額を基として計算するが、この場合、前項の定めにより負債に含まれるものとした金額を含むことに留意する。

(評価会社が有する株式等の純資産価額の計算)

186-3 185 ((純資産価額)) の定めにより、課税時期における評価会社の各資産を評価する場合において、当該各資産のうち取引相場のない株式があるときの当該株式の1株当たりの純資産価額 (相続税評価額によって計算した金額) は、当該株式の発行会社の課税時期における各資産をこの通達に定めるところにより評価した価額の合計額から課税時期における各負債の金額の合計額を控除した金額を課税時期における当該株式の発行会社の発行済株式数で除して計算した金額とする。

なお、当該各資産のうちに出資及び転換社債 (197-5 (転換社債の評価)) の(3)に定めるものをいう。) のある場合についても、同様とする。

(注) この場合における1株当たりの純資産価額 (相続税評価額によって計算した金額) の計算に当たっては、186-2 ((評価差額に対する法人税額等に相当する金額)) の定めにより計算した評価差額に対する法人税額等に相当する金額を控除しないものであるから留意する。

(新株引受権等の発生している株式の価額の修正)

187 179 ((取引相場のない株式の評価の原則)) の定めにより取引相場のない株式を評価した場合において、その株式が次に掲げる場合に該当するものであるときは、その価額を、それぞれ次の算式により修正した金額によって評価する。

- (1) 課税時期が配当金交付の基準日の翌日から、配当金交付の効力が発生する日までの間にある場合

(179 (取引相場のない株式の評価の原則)) の定めにより評価した価額－株式1株に対して受ける予想現金配当の金額) ÷ (1 + 株式1株に対して受ける予想株式配当の株式数)

- (2) 課税時期が新株式割当の基準日、新株式の割当のあった日又は新株式無償交付の基準日のそれぞれ翌日からこれらの新株式の効力が発生する日までの間にある場合

(179 (取引相場のない株式の評価の原則)) の定めにより評価した価額＋割当を受けた新株式1株につき払込むべき金額×株式1株に対する新株式の割当数) ÷ (1 + 株式1株に対する新株式の割当数又は交付数)

(同族株主以外の株主等が取得した株式)

- 188 178 ((取引相場のない株式の評価上の区分)) の「同族株主以外の株主等が取得した株式」は、次のいずれかに該当する株式をいい、その株式の価額は、次項の定めによる。

- (1) 同族株主のいる会社の株主のうち、同族株主以外の株主の取得した株式

この場合における「同族株主」とは、課税時期における評価会社の株主のうち、株主の1人及びその同族関係者(法人税法施行令第4条((同族関係者の範囲))に規定する特殊の関係のある個人又は法人をいう。以下同じ。)の有する株式の合計数がその会社の発行済株式数の30%(その評価会社の株主のうち、株主の1人及びその同族関係者の有する株式の合計数が最も多いグループの有する株式の合計数が、その会社の発行済株式数の50%以上である会社にあつては、50%)以上である場合におけるその株主及びその同族関係者をいう。

- (2) 中心的な同族株主のいる会社の株主のうち、中心的な同族株主以外の同族株主で、その者の取得後の株式数がその会社の発行済株式数の5%未満であるもの(課税時期において評価会社の役員(社長、理事長並びに法人税法施行令第71条第1項第1号及び第3号に掲げる者をいう。以下この項において同じ。)である者及び課税時期の翌日から法定申告期限までの間に役員となる者を除く。)の取得した株式

この場合における「中心的な同族株主」とは、課税時期において同族株主の1人並びにその株主の配偶者、直系血族、兄弟姉妹及び1親等の姻族(これらの者の同族関係者である会社のうち、これらの者が有する株式の合計数がその会社の発行済株式数の25%以上である会社を含む。)の有する株式の合計数がその会社の発行済株式数の25%以上である場合におけるその株主をいう。

- (3) 同族株主のいない会社の株主のうち、課税時期において株主の1人及びその同族関係者の有する株式の合計数が、その会社の発行済株式数の15%未満である場合におけるその株主の取得した株式

- (4) 中心的な株主がおり、かつ、同族株主のいない会社の株主のうち、課税時期において株主の1人及びその同族関係者の有する株式の合計数がその会社の発行済株式数の15%以上である場合におけるその株主で、その者の取得後の株式数がその会社の発行済株式数の5%未満であるもの((2)の役員である者及び役員となる者を除く。)の取得した株式

この場合における「中心的な株主」とは、課税時期において株主の1人及びその同族関係者の有する株式の合計数がその会社の発行済株式数の15%以上である株主グループのうち、いずれかのグループに単独でその会社の発行済株式数の10%以上の株式を有している株主がいる場合におけるその株主をいう。

(同族株主以外の株主等が取得した株式の評価)

188-2 前項の株式の価額は、その株式に係る年配当金額(183((評価会社の1株当たりの配当金額等の計算))の(1)に定める1株当たりの配当金額をいう。ただし、その金額が2円50銭未満のもの及び無配のものにあつては2円50銭とする。)を基として、次の算式により計算した金額によって評価する。ただし、その金額がその株式を179((取引相場のない株式の評価の原則))の定めにより評価するものとして計算した金額を超える場合には、179((取引相場のない株式の評価の原則))の定めにより計算した金額によって評価する。

$$\frac{\text{その株式に係る年配当金額}}{10\%} \times \frac{\text{その株式の1株当たりの資本金の額}}{50\text{円}}$$

(注) 1 上記算式の「その株式に係る年配当金額」は1株当たりの資本金の額を50円とした場合の金額であるので、算式中において、評価会社の1株当たりの資本金の額の50円に対する倍数を乗じて評価額を計算することとしていることに留意する。

2 上記算式により評価する場合において、1株当たりの券面額に直前期末における発行済株式数を乗じた金額が直前期末における資本金額と同額のとときには、183((評価会社の1株当たりの配当金額等の計算))に準じて計算した1株当たりの実際の配当金額(その金額がその株式の券面額の5%未満の場合又は無配の場合には、券面額の5%に相当する金額とする。)を10%で除して計算した金額が上記算式により評価した金額と同額となるので、その計算によって評価しても差し支えない。

(議決権を有しないこととされる株式がある場合の発行済株式数)

188-3 188((同族株主以外の株主等が取得した株式))の(1)から(4)までにおいて、評価会社の株主のうち商法(明治32年法律第48号)第241条の規定により評価会社の株式につき議決権を有しないこととされる会社があるときは、評価会社の発行済株式数からその議決権を有しないこととされる会社の有する評価会社の株式数を控除した数をもって評価会社の発行済株式数とする。

同条の規定によりその所有する株式につき議決権を有しないこととされる会社がある場合におけるその株式の発行会社について、評価会社の株主の同族関係者に該当するかどうかを判定するときにおいても、また同様とする。

(議決権のない株式がある場合の発行済株式数)

188-4 188((同族株主以外の株主等が取得した株式))の(1)から(4)までにおいて、評価会社が商法(明治32年法律第48号)第242条に規定する議決権のない株式を発行しているときは、評価会社の発行済株式数から当該株式数を控除した数をもって評価会社の発行済株式数とする。ただし、当該控除を行わない場合において、評価会社の株主が取得した株式が同項に定める「同族株主以外の株主等が取得した株式」に該当しないときは(本項本文の定めにより、当該控除を行ったときに同族株主以外の株主等が取得した株式に該当しないものを除く。)、当該株主に係る株式については、同族株主以外の株主等が取得した株式に該当しないものとする。

同条に規定する議決権のない株式の発行会社について、評価会社の株主の同族関係者に該当するかどうかを判定するときにおいても、また同様とする。

(特定の評価会社の株式)

189 178 ((取引相場のない株式の評価上の区分))の「特定の評価会社の株式」とは、評価会社の資産の保有状況、営業の状態等に応じて定めた次に掲げる評価会社の株式をいい、その株式の価額は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げるところによる。

なお、評価会社が次の(1)又は(2)に該当する評価会社かどうかを判定する場合において、課税時期前において合理的な理由もなく評価会社の資産構成に変動があり、その変動が次の(1)又は(2)に該当する評価会社と判定されることを免れるためのものと認められるときは、その変動はなかったものとして当該判定を行うものとする。

(1) 株式保有特定会社の株式

課税時期において評価会社の有する各資産をこの通達に定めるところにより評価した価額の合計額のうちを占める株式及び出資の価額の合計額(次項において「株式等の価額の合計額(相続税評価額によって計算した金額)」という。)の割合が25%以上(178((取引相場のない株式の評価上の区分))に定める中会社及び小会社については、50%以上)である評価会社(次の(2)から(5)までのいずれかに該当するものを除く。以下「株式保有特定会社」という。)の株式の価額は、次項の定めによる。

(2) 土地保有特定会社の株式

課税時期において評価会社の有する各資産をこの通達に定めるところにより評価した価額の合計額のうちを占める土地等の価額の合計額の割合が70%以上(178((取引相場のない株式の評価上の区分))に定める中会社及び同項に定める小会社のうち、評価会社の事業が卸売業に該当する場合には、同項に定める総資産価額(帳簿価額によって計算した金額)が8,000万円以上20億円未満で、かつ、同項に定める従業員数が10人以下である会社、評価会社の事業が卸売業以外の業種に該当する場合には、同項に定める総資産価額(帳簿価額によって計算した金額)が5,000万円以上10億円未満で、かつ、同項に定める従業員数が10人以下である会社については、90%以上)である評価会社(178((取引相場のない株式の評価上の区分))に定める小会社(評価会社の事業が卸売業に該当する場合には、同項に定める総資産価額(帳簿価額によって計算した金額)が8,000万円未満で、かつ、同項に定める直前期末以前1年間の取引金額が2億円未満である会社、評価会社の事業が卸売業以外の業種に該当する場合には、同項に定める総資産価額(帳簿価額によって計算した金額)が5,000万円未満で、かつ、同項に定める直前期末以前1年間の取引金額が8,000万円未満である会社に限る。)及び次の(3)から(5)までのいずれかに該当するものを除く。以下「土地保有特定会社」という。)の株式の価額は、189-3((土地保有特定会社の株式又は開業後3年未満の会社等の株式の評価))の定めによる。

(3) 開業後3年未満の会社等の株式

課税時期において次に掲げるイ又はロに該当する評価会社(次の(4)又は(5)に該当するものを除く。以下「開業後3年未満の会社等」という。)の株式の価額は、189-3((土地保有特定会社の株式又は開業後3年未満の会社等の株式の評価))の定めによる。

イ 開業後3年未満であるもの

ロ 183((評価会社の1株当たりの配当金額等の計算))の(1)、(2)及び(3)に定める「1株当たりの配当金額」、「1株当たりの利益金額」及び「1株当たりの純資産価額(帳簿価額によって計算した金額)」のそれぞれの金額のうち、いずれか2以上が0であり、かつ、直前々期末を基

準にして同項の定めに基づきそれぞれの金額を計算した場合にも、それぞれの金額のうち、いずれか2以上が0であるもの。

(注) 配当金額及び利益金額については、直前期末以前3年間の実績を反映して判定することになるのであるから留意する。

(4) 開業前又は休業中の会社の株式

開業前又は休業中である評価会社の株式の価額は、189-4（（開業前又は休業中の会社の株式の評価））の定めによる。

(5) 清算中の会社の株式

清算中である評価会社の株式の価額は、189-5（（清算中の会社の株式の評価））の定めによる。

(株式保有特定会社の株式の評価)

189-2 前項の(1)の「株式保有特定会社の株式」の価額は、185（（純資産価額））の本文の定めにより計算した1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）によって評価する。この場合における当該1株当たりの純資産価額については、当該株式の取得者とその同族関係者（188（（同族株主以外の株主等が取得した株式））の(1)に定める同族関係者をいう。）の有する当該株式の合計数が株式保有特定会社の発行済株式数の50%未満である場合においては、上記により計算した1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）に100分の80を乗じて計算した金額とする。ただし、上記の株式保有特定会社の株式の価額は、納税義務者の選択により、次の(1)の「S₁の金額」と(2)の「S₂の金額」との合計額によって評価することができる。

なお、当該株式が188（（同族株主以外の株主等が取得した株式））に定める同族株主以外の株主等が取得した株式に該当する場合には、188-2（（同族株主以外の株主等が取得した株式の評価））の本文の定めにより計算した金額（この金額が上記のそれぞれの定めにより評価するものとして計算した金額を超える場合には、上記のそれぞれの定めにより計算した金額）によって評価する。

(1) S₁の金額

S₁の金額は、株式保有特定会社の株式の価額を178（（取引相場のない株式の評価上の区分）の本文、179（（取引相場のない株式の評価の原則））から184（（類似業種比準価額の修正））まで、185（純資産価額）の本文、186（（純資産価額計算上の負債））及び186-2（（評価差額に対する法人税額等に相当する金額））の定めに基づいて計算した金額とする。この場合において、180（（類似業種比準価額））に定める算式及び185（（純資産価額））の本文に定める1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）は、それぞれ次による。

イ 180（（類似業種比準価額））に定める算式は、次の算式による。

$$A \times \left(\frac{\text{B}-\text{b} + \text{C}-\text{c} + \text{D}-\text{d}}{3} \right) \times 0.7$$

上の算式中「A」、「B」、「C」、「D」、「b」、「c」及び「D」は、180（（類似業種比準価額））の定めにより、「b」、「c」及び「d」は、それぞれ次による。

「b」=183（（評価会社の1株当たりの配当金額等の計算））の(1)に定める評価会社の「1株

当たりの配当金額」に、直前期末以前2年間の受取配当金額（法人から受ける利益の配当及び剰余金の分配（出資に係るものに限る。）をいう。以下同じ。）の合計額と直前期末以前2年間の営業利益の金額の合計額（当該営業利益の金額に受取配当金額が含まれている場合には、当該受取配当金額の合計額を控除した金額）との合計額のうちを占める当該受取配当金額の合計額の割合（当該割合が1を超える場合には1を限度とする。以下「受取配当金收受割合」という。）を乗じて計算した金額

「㉔」=183（（評価会社の1株当たりの配当金額等の計算）の(2)に定める評価会社の「1株当たりの利益金額」に受取配当金收受割合を乗じて計算した金額

「㉕」=次の(イ)及び(ロ)に掲げる金額の合計額（上記算式中の「㉔」を限度とする。）

(イ) 183（（評価会社の1株当たりの配当金額等の計算）の(3)に定める評価会社の「1株当たりの純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）」に、178（取引相場のない株式の評価上の区分）の(1)に定める総資産価額（帳簿価額によって計算した金額）のうちを占める株式及び出資の帳簿価額の合計額の割合を乗じて計算した金額

(ロ) 直前期末における法人税法第2条（（定義）第18号に規定する利益積立金額に相当する金額を直前期末における発行済株式数（1株当たりの資本金の額が50円以外の金額である場合には、直前期末における資本金額を50円で除して計算した数によるものとする。）で除して求めた金額に受取配当金收受割合を乗じて計算した金額（利益積立金額に相当する金額が負数である場合には、0とする。）

ロ 185（（純資産価額）の本文に定める1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）は、同項本文及び186-2（（評価差額に対する法人税額等に相当する金額）の「各資産」を「各資産から株式及び出資を除いた各資産」と読み替えて計算した金額とする。

(2) S₂の金額

S₂の金額は、前項の(1)の「株式等の価額の合計額（相続税評価額によって計算した金額）」からその計算の基とした株式等の帳簿価額の合計額を控除した場合において残額があるときは、当該株式等の価額の合計額（相続税評価額によって計算した金額）から当該残額に186-2（（評価差額に対する法人税額等に相当する金額）に定める割合を乗じて計算した金額を控除し、当該控除後の金額を課税時期における株式保有特定会社の発行済株式数で除して計算した金額とする。この場合、当該残額がないときは、当該株式等の価額の合計額（相続税評価額によって計算した金額）を課税時期における株式保有特定会社の発行済株式数で除して計算した金額とする。

（土地保有特定会社の株式又は開業後3年未満の会社等の株式の評価）

189-3 189（（特定の評価会社の株式）の(2)の「土地保有特定会社の株式」又は同項の(3)の「開業後3年未満の会社等の株式」の価額は、185（（純資産価額）の本文の定めにより計算した1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）によって評価する。この場合における当該各株式の1株当たりの純資産価額については、それぞれ、当該株式の取得者とその同族関係者（188（（同族株主以外の株主等が取得した株式）の(1)に定める同族関係者をいう。）の有する当該株式の合計数が土地保有特定会社又は開業後3年未満の会社等の発行済株式数の50%未満である場合においては、上記により計算した1株当たりの純資産価額に100分の80を乗じて計算した金額とする。

ただし、当該各株式が188（（同族株主以外の株主等が取得した株式））に定める同族株主以外の株主等が取得した株式に該当する場合には、その株式の価額は、188-2（（同族株主以外の株主等が取得した株式の評価））の本文の定めにより計算した金額（この金額が本項本文の定めにより評価するものとして計算した金額を超える場合には、本項本文の定めにより計算した金額）によって評価する。

（開業前又は休業中の会社の株式の評価）

189-4 189（（特定の評価会社の株式））の(4)の「開業前又は休業中の会社の株式」の価額は、185（（純資産価額））の本分の定めにより計算した1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）によって評価する。

（清算中の会社の株式の評価）

189-5 189（（特定の評価会社の株式））の(5)の「清算中の会社の株式」の価額は、清算の結果分配を受ける見込みの金額（2回以上にわたり分配を受ける見込みの場合には、そのそれぞれの金額）の課税時期から分配を受けると見込まれる日までの期間（その期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは、これを1年とする。）に応ずる年8分の利率による複利現価の額（2回以上にわたり分配を受ける見込みの場合には、その合計額）によって評価する。

（新株引受権等の発生している特定の評価会社の株式の価額の修正）

189-6 189-2（（株式保有特定会社の株式の評価））から189-4（（開業前又は休業中の会社の株式の評価））までの定めにより特定の評価会社の株式を評価した場合（その株式を188-2（（同族株主以外の株主等が取得した株式の評価））の本文の定めにより評価した場合を除く。）において、その株式が187（（新株引受権等の発生している株式の価額の修正））の(1)又は(2)に掲げる場合に該当するときは、その価額を、187（（新株引受権等の発生している株式の価額の修正））の(1)又は(2)の算式に準じて修正した金額によって評価する。

（新株引受権の評価）

190 新株引受権の価額は、その新株引受権の発生している株式について、169（（上場株式の評価））、174（（気配相場等のある株式の評価））、177（気配相場等のある株式の評価の特例）、187（（新株引受権等の発生している株式の価額の修正））、188-2（（同族株主以外の株主等が取得した株式の評価））若しくは前項の定めにより評価した価額又は189（（特定の評価会社の株式））に定める特定の評価会社の株式を188-2（（同族株主以外の株主等が取得した株式の評価））の本文の定めにより評価した価額に相当する金額から新株式1株につき払い込むべき金額を控除した金額によって評価する。ただし、課税時期において発行日決済取引が行われている新株式に係る新株引受権については、その新株式について169（（上場株式の評価））の定めにより評価した価額に相当する金額から新株式1株につき払い込むべき金額を控除した金額によって評価する。

（株式の引受けによる権利の評価）

191 株式の引受けによる権利の評価は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げるところによる。

- (1) 会社設立の場合の株式の引受けによる権利の価額は、課税時期以前にその株式1株につき払い込んだ価額によって評価する。
- (2) (1)に該当しない株式の引受けによる権利の価額は、その株式の引受けによる権利の発生している株式について、169（(上場株式の評価)）、174（(気配相場等のある株式の評価)）、177（(気配相場等のある株式の評価の特例)）、187（(新株引受権等の発生している株式の価額の修正)）、188-2（(同族株主以外の株主等が取得した株式の評価)）若しくは189-6（(新株引受権等の発生している特定の評価会社の株式の価額の修正)）の定めにより評価した価額又は189（(特定の評価会社の株式)）に定める特定の評価会社の株式を188-2（(同族株主以外の株主等が取得した株式の評価)）の本文の定めにより評価した価額に相当する金額（課税時期の翌日以後その株式の引受けによる権利につき払い込むべき金額がある場合には、その金額からその新株式1株につき払い込むべき金額を控除した金額）によって評価する。ただし、課税時期において発行日決済取引が行われている新株式に係る株式の引受けによる権利については、その新株式について、169（(上場株式の評価)）の定めにより評価した価額に相当する金額（課税時期の翌日以後その株式の引受けによる権利につき払い込むべき金額がある場合には、その金額から払い込むべき金額を控除した金額）によって評価する。

（新株無償交付期待権の評価）

- 192 新株無償交付期待権の価額は、その新株無償交付期待権の発生している株式について、169（(上場株式の評価)）、174（(気配相場等のある株式の評価)）、177（(気配相場等のある株式の評価の特例)）、187（(新株引受権等の発生している株式の価額の修正)）、188-2（(同族株主以外の株主等が取得した株式の評価)）若しくは189-6（(新株引受権等の発生している特定の評価会社の株式の価額の修正)）の定めにより評価した価額又は189（(特定の評価会社の株式)）に定める特定の評価会社の株式を188-2（(同族株主以外の株主等が取得した株式の評価)）の本文に定めにより評価した価額に相当する金額によって評価する。ただし、課税時期において発行日決済取引が行われている新株式に係る無償交付期待権については、その新株式について169（(上場株式の評価)）の定めにより評価した価額に相当する金額によって評価する。

（配当期待権の評価）

- 193 配当期待権の価額は、課税時期後に受けると見込まれる予想配当金額から当該金額につき源泉徴収されるべき所得税の額に相当する金額を控除した金額によって評価する。

この場合において、その配当が株式配当により行われると見込まれる部分の「予想配当金額」及び「当該金額」は、それぞれ次に掲げる金額を基として計算する。

(1) 予想配当金額

その株式配当の基となった株式の169（(上場株式の評価)）、174（(気配相場等のある株式の評価)）、177（(気配相場等のある株式の評価の特例)）、187（(新株引受権等の発生している株式の価額の修正)）、188-2（(同族株主以外の株主等が取得した株式の評価)）若しくは189-6（(新株引受権等の発生している特定の評価会社の株式の価額の修正)）の定めにより評価した価額又は189（(特定の評価会社の株式)）に定める特定の評価会社の株式を188-2（(同族株主以外の株主等が取得した株式の評価)）の本文の定めにより評価した価額に相当する金額

(2) 当該金額

その株式配当により交付を受けると見込まれる株式の額面金額（その株式が無額面株式である場合には、その発行価額）

（合名会社等の出資の評価）

194 合名会社、合資会社又は有限会社に対する出資の価額は、178（（取引相場のない株式の評価上の区分））から前項までの定めに基づいて計算した価額によって評価する。

（医療法人の出資の評価）

194-2 医療法人に対する出資の価額は、178（（取引相場のない株式の評価上の区分））の本文、179（（取引相場のない株式の評価の原則））から183-2（（類似業種の1株当たりの配当金額等の計算））まで、184（（類似業種比準価額の修正））の(2)、185（（純資産価額））の本文、186（（純資産価額計算上の負債））から186-3（（評価会社が有する株式等の純資産価額の計算））まで、187（（新株引受権等の発生している株式の価額の修正））の(2)、189（（特定の評価会社の株式））、189-2（（株式保有特定会社の株式の評価））から189-3（（土地保有特定会社の株式又は開業後3年未満の会社等の株式の評価））（188-2（（同族株主以外の株主等が取得した株式の評価））の定めを適用する部分を除く。）まで及び189-4（（開業前又は休業中の会社の株式の評価））から192（（新株無償交付期待権の評価））までの定めに基づいて計算した価額によって評価する。この場合において、180（（類似業種比準価額））及び189-2（（株式保有特定会社の株式の評価））の(1)のイに定める算式は、それぞれ次の算式による。

(1) 180（（類似業種比準価額））に定める算式

$$A \times \left(\frac{\text{C} + \text{D}}{2} \right) \times 0.7$$

(2) 189-2（（株式保有特定会社の株式の評価））の(1)のイに定める算式

$$A \times \left(\frac{\text{C} - \text{C} + \text{D} - \text{D}}{3} \right) \times 0.7$$